

令和 2 年 第 3 回 さくら市 議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市監査委員に関する条例の一部改正について	P 4
2	さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	P 4
3	令和2年度さくら市一般会計補正予算（第7号）	P 4
4	令和2年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	P 6
5	令和2年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	P 6
6	令和2年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）	P 7
7	令和元年度さくら市一般会計決算の認定について	P 8
8	令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	P 9
9	令和元年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	P 9
10	令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	P 10
11	令和元年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	P 10
12	令和元年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 11
13	令和元年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 11
14	市有財産の減額貸付けについて	P 12
15	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P 12
16	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	P 12
17	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	P 13
18	令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について	P 13
19	議案説明資料 参照法令等	P 15

番号	項 目 名	ページ
20	さくら市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案新旧対 照条文	P 19
21	さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例案新旧対照条文	P 20

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 2 件、予算 4 件、決算 7 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、さくら市監査委員に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の条ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 7

号) であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3 億 2,925 万 8 千円を追加し、予算の総額を 238 億 2,572 万 5 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、公立学校情報機器整備費補助金 1 億 1,457 万円、19 款繰入金で、地域福祉基金繰入金 2,000 万円、21 款諸収入で、中小企業振興資金融資預託金回収金 1 億円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、4 款衛生費で、任意予防接種事業費 3,840 万 7 千円、7 款商工費で、中小企業振興資金融資事業費 1 億 280 万円、10 款教育費で、学校 ICT 管理事業費 1 億 2,730 万円を追加し、計上いたしました。

また今回、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、中止等で執行しないもの、収入が見込めないものについて予算の見直しを行い、歳入歳出の該当箇所を減額し、それぞれ計上いたしました。歳出の主なものでは、さくら市マラソン大会開催事業費や総合公園プール開設事業費、職員の県外出張旅費等で合計 8,273 万 1 千円を減額いたしました。歳入の主なものでは、総合公園プール入場料やさくら市マラソン大会出場者負担金など、事業中止により収入が見込めないもので、合計 2,566

万円を減額いたしました。なお、歳出削減額から歳入減収額を引いた見直し効果額は5,707万1千円であります。

第2表地方債の補正は、防災行政メール改修事業債ほか1件を追加、農道整備事業債の限度額を変更するものであります。

議案第4号は、令和2年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に299万8千円を追加し、予算の総額を41億2,128万7千円とするものであります。

歳入では、5款県支出金で、保険給付費等交付金（特別交付金）299万8千円を追加し計上いたしました。

歳出では、9款諸支出金で、一般被保険者保険税還付金299万8千円を追加し計上いたしました。

議案第5号は、令和2年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に93万3千円を追加し、予算

の総額を 4 億 6,030 万円とするものであります。

歳入では、5 款諸収入で、保険料還付補てん金 93 万 3 千円を追加し計上いたしました。

歳出では、4 款諸支出金で、保険料還付金 93 万 3 千円を追加し計上いたしました。

議案第 6 号は、令和 2 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,946 万 4 千円を追加し、予算の総額を 32 億 8,756 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、3 款国庫支出金で、特別調整交付金 60 万円、4 款支払基金交付金で、介護給付費交付金 830 万 2 千円、5 款県支出金で、介護給付費県負担金 932 万 2 千円を追加し計上いたしました。

歳出の主なものでは、6 款諸支出金で、介護保険料還付金 100 万円、介護給付費等返還金 1,157 万 9 千円を追加し計上いたしました。

次に、令和元年度さくら市一般会計、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算等について、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第7号は、令和元年度さくら市一般会計決算の認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入190億3,662万6,867円、歳出178億581万3,010円、歳入歳出差引額12億3,081万3,857円となりました。

歳入の主なものは、1款市税69億9,523万6,126円、10款地方交付税31億9,580万5千円、14款国庫支出金21億7,127万764円、15款県支出金12億845万2,160円、19款繰越金12億9,772万1,135円、21款市債11億2,090万円などであります。

歳出の主なものは、2款総務費で、プレミアム付商品券事業6,517万1,543円、3款民生費で、児童手当支給事業7億6,364

万 8,831 円、介護給付・訓練等給付事業 7 億 3,972 万 5,062 円、4 款衛生費で、清掃費各種負担金 11 億 8,714 万 8,700 円、6 款農林水産業費で、総合交流ターミナル施設維持管理事業 7,736 万 556 円、7 款商工費で、中小企業振興資金融資事業 6 億 68 万 5,437 円、8 款土木費で、道路改良事業 1 億 8,890 万 4,588 円、9 款消防費で、塩谷広域行政組合消防費負担金 6 億 502 万 3 千円、10 款教育費で、上松山小学校増設事業 3 億 87 万 730 円などです。

議案第 8 号は、令和元年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計決算の認定についてであります。

氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計では、歳入決算額 3 億 8,529 万 5,157 円、歳出決算額 3 億 4,594 万 6,795 円、歳入歳出差引額 3,934 万 8,362 円となりました。

議案第 9 号は、令和元年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国民健康保険特別会計では、歳入決算額 43 億 6,323 万 1,418 円、歳出決算額 41 億 5,523 万 3,635 円、歳入歳出差引額 2 億 799 万 7,783 円となりました。

議案第 10 号は、令和元年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 4 億 4,265 万 8,971 円、歳出決算額 4 億 3,855 万 8,283 円、歳入歳出差引額 410 万 688 円となりました。

議案第 11 号は、令和元年度さくら市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険特別会計では、歳入決算額 31 億 7,633 万 4,776 円、歳出決算額 31 億 5,751 万 535 円、歳入歳出差引額 1,882 万 4,241 円となりました。

以上が、令和元年度さくら市一般会計及び各特別会計決算の概要であります。

議案第 12 号は、令和元年度さくら市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和元年度の水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和元年度の水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 13 号は、令和元年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和元年度の下水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和元年度の下水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、

同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 14 号は、市有財産の減額貸付けについてであります。

本案は、金鹿小学校跡地を適正な対価よりも低い対価で貸し付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解について、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 2 号は、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している一般財団法人さくら市観光施設管理協会の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 3 号は、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している株式会社道の駅きつれがわの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 4 号は、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4)・(5) 略

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) 略

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（予算の執行に関する長の調査権等）

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

(財政状況の公表等)

第 243 条の 3 略

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 略

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～9 略

(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）（抄）

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 地方公共団体の長は、第 1 項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4～7 略

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

- 2 略
- 3 第 3 条第 2 項から第 7 項までの規定は、資金不足比率について準用する。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 略
- (2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- (3) 略

2～5 略

（法人の経営状況等を説明する書類）

第 173 条の 2 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年さくら市条例第164号）（1/1）

改 正 案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について<u>議会</u>の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項<u> </u>の規定により、<u>上下水道事業</u>の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、<u>議会</u>の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>